

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案と第4期宮城県がん対策推進計画等との比較表

条 文 案	参 考
<p>前文</p> <p>誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を実現することは、県民全ての願いである。</p> <p>がんは、本県では、昭和五十九年から死因の第一位であり、生涯のうちに約二人に一人が罹患すると推計されているなど、県民の生命と健康にとって重大な問題である。</p> <p>昭和三十年代に、検診車の巡回による胃がん検診を全国に先駆けて実施し、後に宮城方式として広く知られるようになったことは誇るべき歴史であり、その後も様々な関係者との協働の下、がん対策が推進されてきた。</p>	<p>新・宮城の将来ビジョン P. 48</p> <p>政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり</p> <p>少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 2 策定の趣旨</p> <p>がんは、宮城県（以下「県」という。）では昭和59（1984）年から死因の第1位であり、現在はがんが原因で、令和3（2021）年には、年間約7千人が亡くなっています。約3人に1人ががんで亡くなっているほか、生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計されているなど、依然として、県民の生命と健康にとって重大な問題です。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 23 コラム④「宮城県は、がん集団検診発祥の地」</p> <p>昭和35（1960）年頃、宮城県対がん協会会長でもあった東北大学の黒川利雄教授が中心となり、日本初の間接X線狙撃撮影装置搭載車「日立号」を開発し、名取市で胃がん集団検診を開始しました。</p> <p>これが我が国における組織的な集団検診のはじまりで、後に宮城方式として広く知られるようになりました。</p>

条 文 案	参 考
<p>しかし、現在では、がん検診受診率の伸び悩みが課題となっている。さらに、がんの原因となるおそれのあるメタボリックシンドロームや肥満が増加し、喫煙、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣に関する状況は、期待する改善が見られていない。</p>	<p>第3次みやぎ21健康プラン 第3次みやぎ21健康プランの策定に当たって 第2次プランの最終評価では、本県の健康寿命は着実に延伸してきましたが、その一方で、メタボリックシンドロームや肥満は増加し、栄養・食生活、身体活動・運動などの生活習慣に関する状況は、期待する改善がみられませんでした。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 第4期宮城県がん対策推進計画の策定に当たって 第3期計画では、「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんと共生」を3つの柱とし、「これらを支える基盤の整備」を全体目標に掲げ各分野に係る取組を基に、がん対策を推進してきましたが、全体目標の数値目標としていた75歳未満のがん年齢調整死亡率「12%減少」は達成できたものの、全国と比較すると、喫煙、アルコール摂取を含む生活習慣の悪化やがん検診受診率の伸び悩み、主としてがん予防の分野で課題が見られました。</p>

条 文 案	参 考
<p>がんによる死亡率の減少及び全てのがん患者等（がん患者及びその家族等をいう。以下同じ。）の療養生活の質の向上を図るためには、県民ががんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努めるとともに、がん患者等に関する理解を深める必要がある。また、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少が進展する中、患者本位で持続可能ながん医療を提供する体制の充実が求められている。加えて、がん医療の進歩等により、がんになり患した後の生存率は上昇しており、がん患者が尊厳を持って暮らすことができるようがん医療のみならず、福祉・教育・就労等の必要な支援を受けることができる環境の整備が重要である。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 28 分野別目標(2) 【がん医療】患者本位で持続可能ながん医療の提供 適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 94 県民に期待される役割 がん対策は県民を中心として展開されるものです。県民は、喫煙、過剰飲酒、食生活及び運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、医療従事者と協力しながらの治療など、主体的かつ積極的な行動に努めることが必要です。</p> <p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （基本理念） 第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 28 分野別目標(3) 【がんと共生】がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p>

条 文 案	参 考
<p>このような認識の下、関係者が協働し、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.27 宮城県の全体目標 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指す</p>
<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割を明らかにするとともに、本県の特性に応じたがん対策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項の規定により県が策定する宮城県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、もって、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人一人ががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	
<p>(基本理念) 第二条 がん対策の推進は、県、県民及び関係者の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 一 がんを予防する方法を普及啓発するとともに、がん研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施し、がんのり患率を減少させること。 二 県民が利用しやすいがん検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促進することで、効率的かつ持続可能ながん対策を推進し、がんの死亡率を減少させること。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.28 分野別目標(1) 【がん予防】科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す ・がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患率が減少、全国平均を下回ることを目指します。 ・県民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡率が減少、全国平均を下回ることを目指します。</p>

条 文 案	参 考
<p>三 がん患者の状況及びがんの特性に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を充実させることで、療養生活の質を向上させること。</p> <p>四 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者等の療養生活の質を向上させること。</p>	<p>分野別目標(2) 【がん医療】患者本位で持続可能ながん医療の提供</p> <p>適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんゲノム医療をはじめとした高度ながん医療の提供を推進するとともに、患者本位のがん医療を展開することで、がん医療の質を向上させ、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進め、効率的かつ持続可能ながん医療を提供することで、がん生存率を向上させ、がん死亡率が減少し、全国平均より改善することを目指します。 ・さらに、支持療法や緩和ケアが適切に提供される体制を整備することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質が向上することを目指します。 <p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （基本理念）</p> <p>第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。</p> <p>分野別目標(3) 【がんとの共生】がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることのできる環境を整備し、関係者等は、医療・福祉・介護・産業保健・就労・教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービスの提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを構築することで、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な苦痛」の緩和を図り、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上することを目指します。

条 文 案	参 考
<p>五 ゲノム情報（良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（令和五年法律第五十七号）第二条第二項に規定するゲノム情報をいう。）を含むがんに関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条各号に規定する個人情報をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。</p>	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （基本理念） 第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 八 がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。</p>
<p>（県の責務） 第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じたがん対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、がん対策の実施に当たっては、がんに関する県民の意識を高め、その理解と関心を深めるため、がん対策に関する適切な情報を提供するとともに、県民及び関係者と一体となった取組を推進しなければならない。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.97 行政の役割 > 県の役割 県民、医療機関、大学等学術研究機関、医師会等、検診実施機関、事業者、関係団体及び市町村など幅広い主体との協働や情報共有のもとに、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。</p>

条 文 案	参 考
<p>(市町村の役割)</p> <p>第四条 市町村は、基本理念にのっとり、住民のがんの予防行動を推進促進するため、適切な精度管理（がん検診に係る事業評価並びに市町村及び検診実施機関に対する指導及び助言をいう。以下同じ。）の下でがん検診を行うよう努めるとともに、生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に向けた普及啓発、受診勧奨等により、受診率の向上に努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、希望するがん患者が地域で安心して療養できるよう関係機関との連携の推進に努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、国及び県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.97 行政の役割 > 市町村の役割</p> <p>県民のがんの予防行動を推進するため、精度の高いがん検診を実施するとともに、がん検診の受診促進に向けた普及啓発や受診勧奨等により、受診率の向上に努めることが必要です。また、希望する患者が地域で療養できるよう、地域包括ケア体制の担い手として、関係機関との一層の連携推進が必要です。</p>
<p>(県民の役割)</p> <p>第五条 県民は、基本理念にのっとり、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努めるものとする。</p> <p>2 県民は、がん患者等（がん患者及びその家族等をいう。以下同じ。）に関する理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>3 県民は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.94 県民に期待される役割</p> <p>がん対策は県民を中心として展開されるものです。県民は、喫煙、過剰飲酒、食生活及び運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、医療従事者と協力しながらの治療など、主体的かつ積極的な行動に努めることが必要です。</p>

条 文 案	参 考
<p>(保健医療福祉関係者の役割)</p> <p>第六条 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、がんの予防に寄与するとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療、福祉サービス及びがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 保健医療福祉関係者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）</p> <p>（医師等の責務）</p> <p>第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(医療保険者の役割)</p> <p>第七条 医療保険者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施するがんの予防及びがん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発その他の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.96</p> <p>医療機関・事業主・医療保険者等に期待される役割 > 医療保険者</p> <p>国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む）に関する研修会などにより普及啓発等の施策に協力します。</p>
<p>(教育関係者の役割)</p> <p>第八条 教育関係者は、基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識及び健康な生活習慣を身に付けられるよう適切ながん教育の推進に努めるものとする。</p> <p>2 教育関係者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	
<p>(事業者の役割)</p> <p>第九条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対するがんの予防に関する普及啓発及びがん検診の受診勧奨に努めるとともに、従業員及びその家族等ががんになり患した場合における雇用の継続、就労環境の整備等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.96</p> <p>医療機関・事業主・医療保険者等に期待される役割 > 事業主</p> <p>県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し、早期に発見することができるようがん検診の受診勧奨を積極的に推進します。</p> <p>従業員ががんになっても治療と仕事を両立できる環境整備等へ配慮するなど、がん患者の雇用の継続等に配慮するように努め、市民公開講座への受講機会を確保するなど国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力することが望まれます。</p>

条 文 案	参 考
<p style="text-align: center;">第二章 基本的施策等 (がんの予防の推進)</p> <p>第十条 県は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、喫煙率の減少及び受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。）の防止のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （がんの予防の推進）</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 30～31 がんの一次予防 > 喫煙（受動喫煙を含む）について</p> <p>(2) 望まない受動喫煙が生じない環境づくり</p> <p>県は、市町村や関係団体等と連携を図りながら、制度の周知と健康増進法を順守した受動喫煙防止対策が徹底されるように取組を行います。また、受動喫煙防止のための社会環境整備に取り組む施設を増やし、職場や飲食店における受動喫煙のない環境づくりを推進します。</p> <p>子どもや妊婦に与える受動喫煙の健康影響についての理解を深め、家庭での受動喫煙防止対策に対する意識の向上を図ります。</p>

条 文 案	参 考
<p>(がんの早期発見の推進)</p> <p>第十一条 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>一 がん検診を受診しやすい環境整備、がんの早期発見の重要性等に関する普及啓発その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策</p> <p>二 がん検診の精度管理の推進その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の質の向上を図るために必要な施策</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.40 がんの早期発見、がん検診（2次予防）</p> <p>県は、受診率の向上に向けて、市町村及び検診実施機関や医師会等の関係機関と連携するとともに、「ナッジ理論」に基づいた受診勧奨や市町村の好事例等を紹介した「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を活用し、より効率的な施策を推進していきます。</p> <p>加えて、国庫補助事業である「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」や県の補助事業である市町村振興総合補助金により、市町村が行う個別の受診勧奨・再勧奨を支援するとともに、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備や受診者の立場に立った利便性の向上など、がん検診を受診しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、がん教育事業や協定企業と連携して実施する啓発活動により、がんに関する正しい知識を普及させ、がん予防への意識向上を図ります。がん検診受診率 70%を目指すためには、職域におけるがん検診の受診率向上が重要となります。働く世代のがん罹患が多いにも関わらず、就職後のがん教育の機会が少ないことや、若年期女性の子宮頸がんの罹患数が増加している一方で検診の受診率が低いことから、働く人と若年女性への普及啓発を強化します。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.42 がん検診の精度管理等について</p> <p>県は、引き続き、市町村や検診実施機関、医師会と連携しながら「宮城県生活習慣病検診管理指導協議会」において、がん検診に係る事業評価を実施し、市町村や検診実施機関に向けて検診体制の改善に向けた指導・助言と県民への情報提供を行います。</p>

条 文 案	参 考
<p>(がん医療の充実)</p> <p>第十二条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらずそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制の整備に資するため、がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院並びにこれらに準ずる機能を有するものとして知事が指定する病院をいう。以下同じ。）と連携し、がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病院等の機能の充実並びに医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.51 がん医療提供体制等</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、高度な手術療法の提供については、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進めます。</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切な放射線療法を受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な放射線療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進めます。</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来も含め適切な場で受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な薬物療法やがん遺伝子パネル検査を踏まえた薬物療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を推進します。</p>
<p>(がん患者等の状況及びがんの特性に応じたがん対策)</p> <p>第十三条 県は、小児又はAYA世代（おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。）において発症するがんの患者、性別による特有のがんの患者、高齢のがんの患者、希少がん、難治性がんその他のがんの患者等が、がん患者等の状況及びがんの特性に応じた適切ながん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.65</p> <p>希少がん、難治がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）</p> <p>県は、患者やその家族等への情報提供の更なる推進のため、宮城県がん診療連携協議会や東北大学病院が運営する「がん情報みやぎ」と連携しながら、患者やその家族等の目線に立った分かりやすい情報提供を推進します。</p>

条 文 案	参 考
	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 67 小児がん及びAYA世代のがん対策</p> <p>県は、小児がん拠点病院等と、拠点病院等や地域の医療機関等との連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん医療提供体制を整備するとともに、診療科横断的、施設横断的、地域横断的な取組を推進します。</p> <p>また、成人移行期にある小児慢性特定疾病等の患者に対応できる成人診療科への連携を円滑に行うため、各地域・各領域で対応可能な成人期の診療科・医療機関の情報を把握・公表するとともに、成人移行支援が必要な小児慢性特定疾病患者等に係る相談に対応し、これら診療科・医療機関間の調整等を行うなど、成人移行支援の拠点的役割を担う機関（成人移行支援センター）の早期の設置・運営を目指します。</p> <p>県は、成人移行支援に関する医療従事者向けガイドを、医療従事者が活用できるよう提供に取り組みます。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 83～84 ライフステージに応じたがん対策</p> <p>県及び小児がん拠点病院、小児がん連携病院、「小慢さぼーとせんたー」は、小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晩期合併症への対応、保育・教育・就労・自立・心理的課題に関する支援を含め、ライフステージに応じて成人診療科と連携した切れ目のない支援の体制整備を推進します。</p>
<p>（相談支援及び情報提供）</p> <p>第十四条 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等からのがんに関する相談支援及び情報提供が適切に行われるよう次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>一 がん患者等に対する相談支援体制及び情報提供体制の整備の促進</p> <p>二 がん患者等及びがん経験者によるがん患者等に対する支援活動の促進</p> <p>三 がん患者等に対する相談支援に携わる人材の育成</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 72～73 相談支援及び情報提供</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、患者会活動の充実を図るため、「がん患者会・サロンネットワークみやぎ」の運営支援を行います。また、ピアサポーターについて、国が作成した研修プログラムを活用して養成研修を行うとともに、ピアサポートの普及を図り、拠点病院等におけるピアサポーターとの連携協力体制やがん教育等の外部講師派遣等の構築を推進します。</p> <p>県は、がん患者やその家族のみならず、県民が必要とする情報を得られるよう、宮城県がん診療連携協議会や東北大学病院が運営する「がん情報みやぎ」と連携し、がんに関する情報の発信を推進します。</p>

条 文 案	参 考
<p>四 がん患者等を含む県民に対するがんに関する情報提供の推進</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実を図るために必要な施策</p>	
<p>(緩和ケアの推進)</p> <p>第十五条 県は、医療機関等と連携し、がん患者ががんと診断された時からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。以下同じ。）を受けることができるよう次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>一 がん患者等が、その居住する地域にかかわらずがん患者等の状況等に応じた適切な緩和ケアを受けることができる体制の整備の促進</p> <p>二 緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 62 がんと診断された時からの緩和ケアの推進について 緩和ケアの提供</p> <p>県及び拠点病院等やがん診療を行う一般の病院は、がん医療に携わる全ての医療従事者により、がん患者の身体的苦痛や、がん患者やその家族等の精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらの個別の状況に応じた適切な対応が、地域の実情に応じて、診断時から一貫して行われる体制の整備を推進します。</p> <p>県及び拠点病院等は、患者が希望する医療やケアを受けられるよう、アドバンス・ケア・プランニング（以下、ACP という）を普及させるとともに、患者とその家族が、痛みやつらさを感じることなく過ごすことが保障される社会を構築するため、関係団体と連携して、県民に対する普及啓発を行います。</p> <p>緩和ケア研修会</p> <p>県及び緩和ケア研修会主催病院は、県内の初期臨床研修医が緩和ケア研修会を受講するよう、普及啓発を図ります。</p>
<p>(がん患者等が抱える社会的な問題への対策)</p> <p>第十六条 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等の療養生活の質を向上させ、身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、がん治療を受けながら社会生活及び日常生活を営むことができるようがん患者等に対する相談支援及び情報提供、がんに対する正しい知識の普及啓発、がん患者等に関する県民の理解の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 75 がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）</p> <p>拠点病院等は、がんによる離職防止や病状等に合わせた働き方ができるようがん患者・経験者やその家族等の就労相談や両立支援に係る相談体制の充実を図ります。</p> <p>事業主は、従業員等ががんを知り、がん患者への理解を深め、がん患者が働きやすい社内風土づくりや治療と仕事を両立できる環境整備等を推進します。そのため、県では、宮城産業保健総合支援センター、患者団体等の協力を得ながら、がんに関する知識や制度についての普及啓発を図ります。</p>

条 文 案	参 考
	<p>宮城労働局や宮城産業保健総合支援センター、東北労災病院治療就労両立支援センターは、再就職・離職防止に向けた支援を行うとともに、医療機関と協力して、患者・事業主間の職場における治療と仕事の両立に向けた調整等を行うとともに、事業主の治療と仕事の両立に係る制度づくりを推進します。</p>
<p>(がん研究の推進等)</p> <p>第十七条 県は、研究機関、医療機関、企業等が行うがん医療に係る医薬品、医療機器、医療技術等の研究が推進され、研究成果の普及及び活用等が円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.70 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装</p> <p>拠点病院等は、患者に対し、臨床研究等の適切な実施及び情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介します。</p> <p>都道府県拠点病院は、治験実施可能施設を整備するよう努めます。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.85 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進</p> <p>県では、東北大学病院が臨床研究中核病院ならびにがんゲノム医療中核拠点病院に指定され、東北地区における臨床研究の拠点として、東北メディカルメガバンク機構(ToMMo)、臨床研究推進センター(CRIETO)、未来型医療創成センター(INGEM)および個別化医療センター(P-MEC)を中心に、医療機関や企業と連携し臨床研究実施のための体制を推進してきました。また、拠点病院等において、臨床研究の成果を広報するとともに、臨床研究体制の整備を図ってきました。</p> <p>しかし、現在、医薬品開発分野では欧米に遅れを取り、いわゆるドラッグラグ・ロスが社会問題となっています。</p> <p>がん研究により、がん医療に係る医薬品(診断薬を含む。)、医療機器及び医療技術の開発が欧米に遅れることなく進むとともに、それらの速やかな医療実装が求められています。</p>

条 文 案	参 考
<p>(医療従事者の育成・確保の支援)</p> <p>第十八条 県は、がん医療に携わる専門性の高い人材及び地域のがん医療、緩和ケア等を担う人材の育成並びに確保を支援するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.86 人材育成の強化</p> <p>宮城県がん診療連携協議会は、がん医療の高度化が進む中で、がん対策を一層推進する観点から、引き続き、がん診療を行う一般の病院・診療所に対して、臨床腫瘍学に関する専門的な人材の育成及び配置に積極的に取り組めます。また、地域のがん医療や緩和ケア等を担う人材の育成及び配置について、拠点病院等や地域の職能団体が中心となって取り組めます。令和5(2023)年度からスタートした「東北広域次世代がんプロ養成プラン」により、山形大学、福島県立医科大学、弘前大学、秋田大学及び新潟大学と連携し、取組をしている拠点大学の東北大学は、がん医療を専門とする医療従事者の養成を継続するとともに、がんゲノム医療研修会等を通じてゲノム医療等のがん医療の進歩と細分化、希少がん、難治がん、小児・AYA世代のがん等の特性やライフステージに応じた対応が求められるがん対策や、新しいがん関連学際領域や医療ビッグデータ解析、個別化医療・創薬研究に対応できる医療従事者等の育成を推進します。</p>

条 文 案	参 考
<p>(がん教育の推進)</p> <p>第十九条 県は、県民が、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を深めることができるよう学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）</p> <p>第五節 がんに関する教育の推進</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.88 がん教育、がんに関する知識の普及啓発</p> <p>県及び市町村は、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進するために、関係機関との協議の場を設け検討していくとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図るとともに、学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実、外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備します。</p> <p>県は、生活習慣が原因とならないがんもあることや、予防によりがんのリスクを軽減できること、早期発見が可能ながんもあることなど、がんに対する正しい知識について、市町村や県の広報誌、マスメディア、ソーシャルメディア等、あらゆる手段により広報するとともに、引き続き、大人向けのがん教育として出前講座を実施します。また、がん予防や早期発見につながる行動の変容を促すとともに、自分や身近な人ががんに罹患しても、それを正しく理解し、向き合うことができるよう、協定締結企業・団体や拠点病院等を始めとした関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。</p>

条 文 案	参 考
<p>(がん登録の利活用の推進)</p> <p>第二十条 県は、がん検診の受診勧奨及び精度管理、がん医療の向上等が図られるようがん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。）の利活用の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.90 がん登録の利活用の推進</p> <p>県は、全国がん登録の届出が県内の全病院に義務づけられていることを踏まえ、各病院における実務者向けの研修会を継続的に開催し、更なる精度の向上を図るとともに、宮城県がん診療連携協議会と連携して、がん登録の実務者の育成を推進します。</p> <p>県は、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実に役立てるため、宮城県がん登録事業を通して、個人情報保護に留意しながら、医療圏別、保健所別、市町村別などの地域別のがんの罹患の情報の提供を行うとともに、市町村によるがん登録情報の利用を推進します。</p> <p>また、院内がん登録については、がん診療の実態を把握するとともに、他の施設と比較することで、がん医療の質の向上に寄与することが期待されています。現在、参加施設が限られているため、より精度の高いがん登録情報を利活用してもらうため、引き続き、参加していない施設などに対して、広く呼びかけていきます。</p> <p>県は、県民のがんに対する理解の促進や、患者やその家族による医療機関の選択に資するよう、希少がんや小児がんの情報を含め、がんに関する情報を適切に提供し、また、県民が活用できるように関係機関と連携して普及啓発を推進します。</p>
<p>(県民のがん対策への参画)</p> <p>第二十一条 県は、関係者と連携し、がん患者等を含む県民が一体となってがん対策を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.92 患者・市民参画の推進</p> <p>県は、県民本位のがん対策を推進するため、宮城県がん対策推進計画の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び宮城県がん診療連携協議会等への参画を推進します。」</p> <p>県は、県民のがんに対する関心を高めるため、がん征圧月間事業やがん教育等の普及啓発に係る取組を充実させていきます。</p> <p>また、条例制定に向けた議論や機運の高まりを捉えて、県民のがんに関する関心を高めることにより、条例の趣旨が県民に広く浸透するよう啓発を進め、がん患者を含めた県民が一体となって、がん対策をより一層推進していきます。</p>

条 文 案	参 考
<p>第三章 推進体制の整備 (宮城県がん対策推進計画)</p> <p>第二十二條 知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、宮城県がん対策推進協議会（がん対策推進協議会条例（平成十九年宮城県条例第三十六号）第一条に規定する宮城県がん対策推進協議会をいう。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 知事は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表しなければならない。</p>	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （都道府県がん対策推進計画）</p> <p>第十二條 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>がん対策推進協議会条例（平成十九年宮城県条例第三十六号） （設置）</p> <p>第一条 知事の諮問に応じ、宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>
<p>(財政上の措置)</p> <p>第二十三條 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	